

田川建設労働組合 組合共済

◆建設国保加入に関係なく、
組合員全員が申請できます。◆

(共済種目とその金額)

令和6年4月改定

共済事由	共済金額		備考
	～R6.3.31	R6.4.1～	
加入年齢			所定用紙での申請により支給 ≪事前連絡・別用紙での申請となります≫ 葬儀に間に合う場合、花環をご準備いたします H28.3以前加入の場合、80万円 H28.4～R2.3加入の加入時年齢、 64歳以下の場合、80万円 65歳以上の場合、30万円 R2.4以降加入の加入時年齢、 64歳以下の場合、70万円 65歳以上の場合、30万円 発生後速やかに組合にご連絡下さい。
組合員死亡	～H28.3加入 全年齢	900,000 800,000	
	H28.4～R2.3 加入 64歳～	900,000 800,000	
	65歳～	300,000	
	R2.4以降加入 64歳～	700,000	
	65歳～	300,000	
	(不慮の事故) 上記プラス	100,000	
組合員の配偶者死亡	200,000		任意加入: ≪別用紙での申請も必要になります≫
(任意加入) 上記プラス	700,000		
組合員の子ども死亡	100,000		実子・養子・その配偶者も可 任意加入: ≪別用紙での申請も必要になります≫
(任意加入) 上記プラス	700,000		
組合員の親死亡	30,000		実父母・養父母・配偶者の親も可
組合員の同居家族死亡	10,000		上記死亡共済金対象外の方
組合員の結婚	20,000		
組合員の子ども出生	30,000		
組合員の子ども小学校・中学校・高等学校入学	【3,000】 図書カード		入学してからの申請となります。
組合員 傷病見舞金	(14日以上)	10,000	傷病により連続した休業が対象になります 復業後の再休業も申請できます 90日以内の再休業は連続した休業となります 診断書等公的証明が必要です
	(30日以上)	25,000	
	(90日以上)	45,000	
(入院+自宅療養)	(120日以上)	65,000	
組合員重度障害	300,000		≪事前連絡・別用紙での申請となります≫
住宅火災 (審査による)	全焼・全壊 ～一部焼・一部壊	500,000 ～25,000	≪事前連絡・別用紙での申請となります≫ 発生後速やかに組合にご連絡下さい 住宅災害の場合は、現場検証が必要となります 査定により共済金額が決定します。
住宅 自然災害 (審査による)	風水害等 全壊・流失 ～床上浸水	150,000 ～ 5,000	
	地震等 全壊・流失 ～一部壊	50,000 ～ 5,000	
住宅災害	同居家族死亡	50,000	

※事由発生から2年以内の申請が必要です。

この他に、『交通事故入院・通院』等の場合、交通災害共済が適用になる場合がありますので
お問い合わせください。

お問い合わせはこちらまで

田川建設労働組合

〒997-0047 鶴岡市大塚町26-13 TEL0235-22-2832 FAX0235-22-3370

組合共済申請にあたってご確認いただきたいこと

以下の必要添付書類・注意事項などをご確認のうえ、総合共済証明書 の所定欄に必要項目を正確にご記入いただき、必要書類を添えて組合窓口にご提出下さい。

共済事由	必要添付書類・注意事項など
組合員死亡	≪事前連絡・別用紙での申請となります≫ *この用紙はご使用いただけません。 ・組合員死亡届(組合指定用紙) ・死亡診断書もしくは死体検案書(コピー可) ・葬儀日程表(コピー可) ・喪主の印鑑 【建設国保加入者は上記プラス下記の書類等も必要です】 ・建設国保資格確認書又は資格情報のお知らせ(加入者全員分)・個人番号(加入者全員分)・印鑑
家族死亡弔慰金	・「死亡を確認できるもの」(死亡診断書、死亡者の除籍全部事項証明書(謄本)(コピー可))の添付が必要です。 ・証明書類をご準備頂けない場合は支部分会長印が必ず必要となります。 任意加入者が死亡の場合は≪別用紙での申請も必要になります≫ 【死亡者が建設国保加入者の場合は上記プラス下記の書類等も必要です】 ・死亡診断書・死亡者の建設国保資格確認書又は資格情報のお知らせ・個人番号(組合員・死亡者分)・印鑑
組合員の結婚	・「婚姻関係を確認できるもの」(戸籍謄本、続柄のある住民票、住所氏名変更後の二人の免許証等(コピー可))の添付が必要です。 ・証明書類をご準備頂けない場合は支部分会長印が必ず必要となります。 【配偶者が建設国保に加入する場合は上記プラス下記の書類等も必要です】 ・配偶者の現在の資格確認書又は資格情報のお知らせ・印鑑 ・組合員と配偶者の個人番号・配偶者の保険料
組合員の子ども出生	・公的証明(母子手帳等(コピー可))の添付が必要です。 (支部分会長印は不要です) ・双子の場合は2枚総合共済証明書を提出してください。 【子が建設国保に加入する場合は上記プラス下記の書類等も必要です】 ・首長印のある母子手帳・組合員と子の個人番号・子の保険料・印鑑
組合員の子ども入学	◆入学してからの申請となります。 ・小・中学校入学は、生年月日を確認できる書類(保険証など)の写し、高等学校入学は、学生証の写しを添付してください。 (支部分会長印は不要です) ・双子の場合は2枚総合共済証明書を提出してください。
組合員の傷病見舞金	・休業期間が確認できる公的証明(診断書、入院期間のわかる領収書等(コピー可))の添付が必要です。診断書は、ほかに提出する診断書のコピーでも可能です。(支部分会長印は不要です) ◆建設国保加入者には、ほかに「傷病手当金」が該当する場合があります。 お問い合わせ下さい。
組合員重度障害	≪事前連絡・別用紙での申請となります≫ この用紙はご使用いただけません。
住宅災害	別途提出書類が必要となりますので発生後速やかに組合にご連絡下さい。